

# 香川県後期高齢者医療広域連合議会事務局処務規程

平成19年4月1日

議会規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県後期高齢者医療広域連合議会事務局に属する事務を処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 事務局に事務局長、書記を置き議長がこれを任免する。

2 職員の定数は、香川県後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成19年香川県後期高齢者医療広域連合条例第5号）の定めるところによる。

3 前項の職員のほか、必要あるときは嘱託を置くことができる。

第3条 事務局に事務局次長（以下「次長」という。）を置くことができる。

2 次長は、議長が書記の中から任免する。

(職員の職責)

第4条 事務局長は、議長の命を受け、職員を指揮監督して事務を処理する。

2 次長は、事務局長を補佐して事務を処理し、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。

第5条 書記は、上司の命を受け事務に従事しなければならない。

(分掌事務)

第6条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本会議に関すること。
- (2) 会議録に関すること。
- (3) 議員の報酬及び費用弁償等に関すること。
- (4) 議員提出議案に関すること。
- (5) 請願及び陳情に関すること。
- (6) 議長及び副議長の秘書に関すること。
- (7) 議案の調査及び立案に関すること。
- (8) 選挙、議決及び決定事項の処理に関すること。
- (9) 傍聴に関すること。
- (10) 議会の広報に関すること。

- (11) 議員の出欠に関する事。
- (12) 職員給与及び服務に関する事。
- (13) 経理に関する事。
- (14) 文書の收受、發送及び保管に関する事。
- (15) 公印の保管に関する事。
- (16) その他庶務に関する事。

第7条 議長において必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、臨時に事務を分掌又は処理させることができる。

(議長の決裁等)

第8条 事務の処理は、事務局長を経て議長の決裁を得なければならない。ただし、第9条に定める事項については、事務局長が専決することができる。

2 議長に事故があるときは、副議長の代決を経なければならない。

(事務局長の専決事項)

第9条 事務局長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 議会の既決事項に属する通達及び書類の要求に関する事。
- (2) 照会、回答及び報告に関する事。
- (3) 前2号のほか、議長の決裁を受けるべき事案に当てはまらない事項に関する事。

(文書取扱)

第10条 文書の取扱い及び処理については、香川県後期高齢者医療広域連合文書規程(平成19年香川県後期高齢者医療広域連合規程第2号)の例による。

(公示)

第11条 会議の結果、公表を要するものについては、香川県後期高齢者医療広域連合公告式条例(平成19年香川県後期高齢者医療広域連合条例第2号)の例による。

(公印)

第12条 公印の名称、書体、形状、寸法及びひな型は、別表のとおりとする。

(服務等)

第13条 職員の勤務時間、休暇及び服務等に関しては、特に定めるもののほ

か、香川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の例による。

（執務）

第14条 この規程に定めるもののほか、執務については、広域連合の例による。

（委任）

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

公印の名称	書体	形状	寸法	ひな型
香川県後期高齢者医療 広域連合議会之印	れい書体	正方形	24mm	香川県後期 高齢者医療 広域連合 議会之印
香川県後期高齢者医療 広域連合議会議長之印	れい書体	正方形	21mm	香川県後期 高齢者医療 広域連合 議会議長 之印
香川県後期高齢者医療 広域連合議会事務局長 之印	れい書体	正方形	18mm	香川県後期 高齢者医療 広域連合 議会事務 局長之 印